２　新関税法第十二条の四第一項及び第二項の規定は、令和七年一月一日以後に関税法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した関税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

令和六年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十号

令和六年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律

（定義）

第一条　この法律において「令和六年度出産・子育て応援給付金」とは、妊娠から出産及び子育てまでの一貫した相談支援の実効性を確保する必要性に鑑み、令和六年度の予算における妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。）で、妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものをいう。

（差押禁止等）

第二条　令和六年度出産・子育て応援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

２　令和六年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。

（非課税）

第三条　租税その他の公課は、令和六年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

附　則

１　この法律は、公布の日から施行する。

２　この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和六年度出産・子育て応援給付金についても適用する。ただし、第二条の規定の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一

二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十一号

二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法

（目的等）

第一条　この法律は、令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会に関し、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府委員の設置及びその任務、給与等について定めることを目的とする。

２　この法律において「国際博覧会条約」とは、千九百八十八年五月三十一日に総会において採択された千九百二十八年十一月二十二日の国際博覧会に関する条約（千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正によって改正され及び補足されたもの）の改正により改正された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正によって改正され及び補足された国際博覧会に関する条約をいう。

（二千二十七年国際園芸博覧会政府委員）

第二条　外務省に、二千二十七年国際園芸博覧会政府委員（以下「委員」という。）一人を置く。

２　委員は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

（任務）

第三条　委員は、二千二十七年国際園芸博覧会に関する事項について、国際博覧会条約（国際博覧会条約第二十七条の規定に基づいて制定された二千二十七年国際園芸博覧会一般規則を含む。）の定めるところにより、日本国政府を代表することを任務とする。

第四条　関係府省の長は、委員の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとるものとする。

（任免）

第五条　委員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

２　委員は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

（給与及び災害補償）

第六条　委員の俸給月額は、百十七万八千円とし、その他委員の給与、委員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた委員に対する福祉事業については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員の例による。

附　則

１　この法律は、令和六年四月一日から施行する。

２　この法律は、二千二十七年国際園芸博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

外務大臣　上川　陽子
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄